

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、トラック運転手として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、配送先での作業中、トラックの荷台の扉と隣接して停車していたトラックの車体との間に右手をはさみ負傷（以下「本件災害」という。）した。請求人は、翌月〇日、C病院を受診し、「右手部挫傷、右尺骨神経損傷」等（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養をした結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院を受診し、「右上腕骨内側上顆炎、右肘部管症候群」（以下「現傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、現傷病は旧傷病の再発であるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の現傷病が旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月から同年〇月頃に肘の痛みを感じ始め、平成〇年〇月〇日、C病院にて「尺骨神経剥離術、上腕骨内側上顆切除」の手術を受けたが、肘の痛みは、本件災害により右手指の神経を負傷したことによるものであるから、現傷病は旧傷病の再発である旨主張している。

(2) ところで、労災保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果いったん治癒した後に再発した場合には、保険給付の対象となるが、それが再発であると認められるためには、①旧傷病と現傷病との間に相当因果関係が認められること、②旧傷病の治癒時の状態に比し現傷病発症時の症状が増悪していること、③治療効果が十分期待できるものであることの要件を全て満たしていることが必要であることから、以下、これらの要件に基づき検討する。

(3) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(旧傷病)治癒時には右肘痛の症状はみられなかった。右手指の筋力低下をかばう動作にて右肘に負荷がかかった可能性は否定できない。」と述べている。一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「一般的に尺側指の神経損傷と内側上顆炎あるいは肘部管症候群の間の関連性はないと考える。」と述べている。

(4) 当審査会としては、D医師は上記意見において、右手指の筋力低下をかばう動作にて右肘に負荷がかかった可能性について述べているにとどまる一方で、上記E医師の意見は、旧傷病の治療経過及び現傷病に係る医学的判断を踏まえ

た妥当な見解であることから、請求人の現傷病は旧傷病と相当因果関係があるものとは認められないものと判断する。したがって、現傷病は、旧傷病の再発とは認められない。

(5) なお、請求人は、右肘の手術後明らかに症状が良くなったとして、再発に該当する旨主張しているが、再発と認められるためには、上記(2)①ないし③のいずれも該当する必要があるところ、上記(4)に説示のとおり、旧傷病と現傷病との間に医学的相当因果関係が認められないことから、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。